

「(株) 東京証券取引所の現物立会市場における呼値の単位の段階的な適正化に伴う制度改正について」  
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当社では、平成26年7月に実施される(株)東京証券取引所の現物立会市場における呼び値の単位の段階的な適正化に伴う所要の制度改正について、その要綱を本年9月25日に公表し、10月25日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>本制度改正により、代用有価証券としてJSCCに預託する株券等の時価(代用価格)は、金融商品取引所における最終値段について1円未満の数値を切り捨てた値となる。</p> <p>一方、大阪証券取引所「先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則」では、顧客が差し入れている代用有価証券としての株券等の時価を取引所の最終値段としている。</p> <p>そのため、最終値段をそのまま用いて評価することが可能と考えられるが、デリバティブ取引において当社からJSCCに預託する担保の評価と顧客が差し入れる担保の評価に差が生じることを許容しているという理解で差し支えないか。</p>	<p>現行(平成25年7月16日施行)の大阪証券取引所の「先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則」(以下、「大証証拠金規則」)第6条第4項においては、顧客が取引証拠金として差し入れた有価証券を評価する際の時価について、「当社(クリアリング機構)の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表に規定する時価」を用いる旨が規定されており、また、当該時価の採用に係る取扱いは、大証証拠金規則の同項以下の規定においても同様とされておりますことから、<u>受入証拠金の総額等の計算(大証証拠金規則第33条)における時価については、当社の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則別表に規定する時価、即ち、金融商品取引所における最終値段について1円未満の数値を切り捨てた値を採用する必要があります。</u></p> <p>なお、大証証拠金規則第33条第1項では、代用有価証券を評価する際の時価を「計算する日の前日における時価にクリアリング機構先物・オプション取引証拠金規則別表に規定する率を乗じた額((中略))を超えない額をいう。」と規定していることから、当社規則に基づく評価額を超えない範囲で個社毎に代用価格を定めること自体は制度上許容されておりますが、1円未満の数値を切り捨てない最終値段を採用して当社規則に定める掛目を用いて代用価格を算出してしまうと、同33条に規定する代用価格の上限額を上回る代用価格が算出されてしまうことから、このような代用価格の算出は制度上認められませんのでご注意ください。</p>

以上